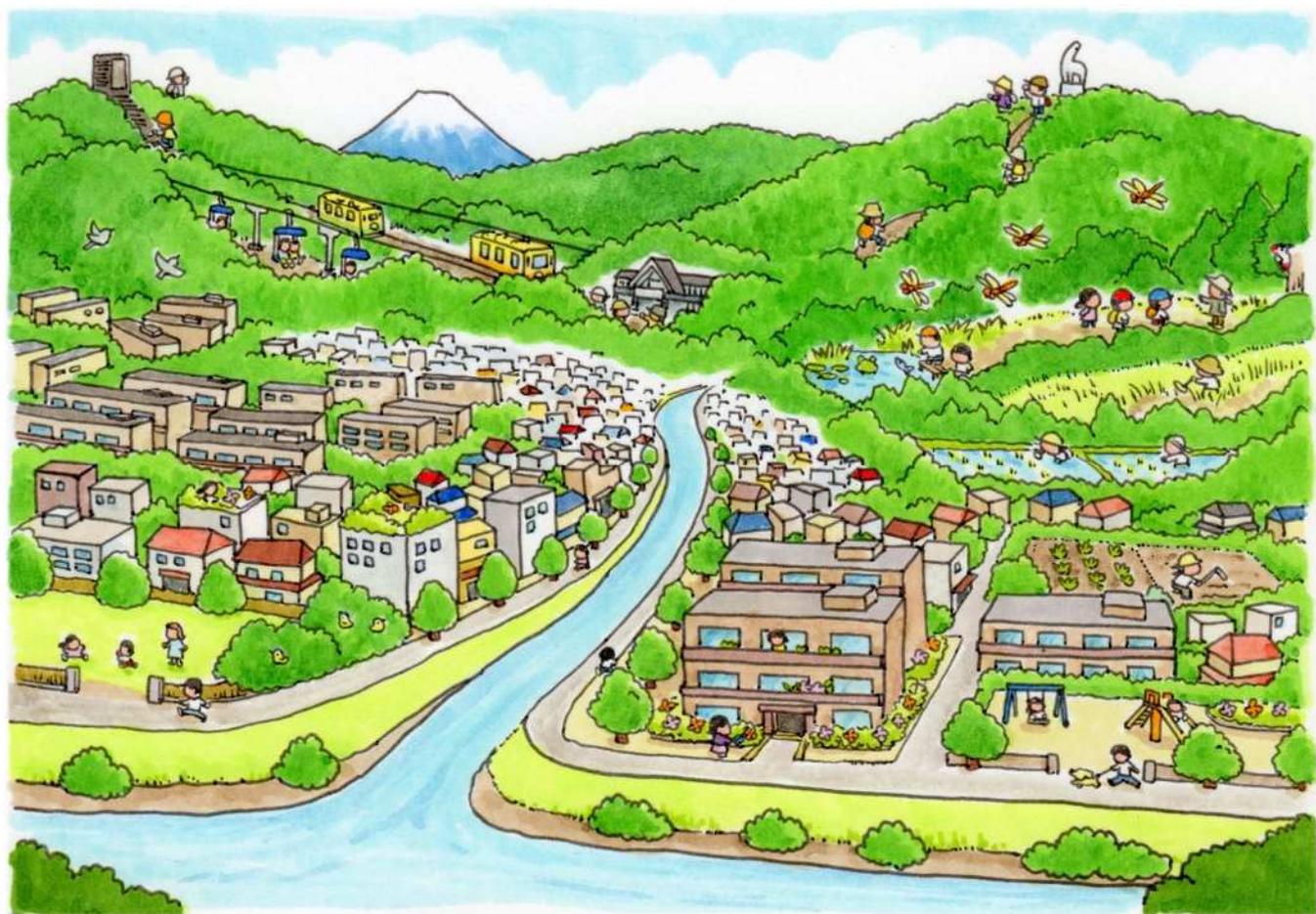


# 八王子市植樹義務の手引き

(八王子市緑化条例)



令和6年(2024年)4月版

八王子市環境部環境保全課

## 事業者のみなさまへ

本書は、「八王子市緑化条例」に基づく植樹義務の内容並びに届出書類の作成及び植樹・緑化面積の算出方法について解説したものです。

本市は、これまでに経済成長や人口増加などを背景として、保全した緑地面積の拡大や都市公園の整備など、「みどりの量」の確保を重視した施策を展開してきました。

しかし、近年では社会が成熟し、身近なみどりの重要性が再認識され、みどりが持つ多機能性を都市や地域のために引き出す「みどりの質」を向上させることが重視されています。

事業者のみなさまにおかれましては、自然とまちと人を結ぶ『みどりの環境調和都市』八王子の実現に向けてご協力をお願いいたします。

令和6年(2024年)4月

八王子環境部環境保全課

# 目 次

## 1 植樹義務について . . . . . 1

- (1) 植樹義務の対象となる開発行為
- (2) 植樹の基準
- (3) 提出先
- (4) 東京都条例

## 2 手続きについて . . . . . 2

- (1) 手続きのながれ
- (2) 計画作成上の留意点
- (3) 植樹が困難な場合の措置

## 3 用語解説 . . . . . 4

## 4 面積の算出方法 . . . . . 6

- (1) 樹木の面積 . . . . . 6
- (1)-2 樹木の面積（接道部の面積割増）. . . . . 7
- (2) 生け垣の面積 . . . . . 8
- (2)-2 生け垣の面積（接道部の面積割増）. . . . . 8
- (3) 地被植物の面積 . . . . . 9
- (4) 壁面緑化の面積 . . . . . 9
- (5) 棚・アーチ緑化の面積 . . . . . 11
- (6) 屋上緑化の面積 . . . . . 11
- (7) 水面地の面積 . . . . . 12
- (8) 自然地の面積 . . . . . 12

## 5 中心市街地における特例制度 . . . . . 13

## 6 書類作成要領 . . . . . 15

## 7 附録 . . . . . 24

注 手引き中の条例とは「八王子市緑化条例」を、規則とは「八王子市緑化条例施行規則」を指す

# 1 植樹義務について

「八王子市緑化条例第10条」の規定により、開発行為(宅地の造成その他土地の区画形質変更、建築物の建築で目的規模が規則で定めるもの)を行う際は植樹が義務付けられています。また、開発行為に該当しない開発を行った場合でも植樹に努める義務があります。

## (1) 植樹義務の対象となる開発行為 (規則第4条)

建築物、運動場、墓地等の建設を目的に行う1,000㎡以上の規模の造成・その他区画形質の変更を伴う工事(一戸建て住宅に供する宅地のみを供給する目的の造成工事は除く)

最高高さが10mを超える一戸建て住宅を除く建築物の建築(新築、増築、改築等)

10戸以上の集合住宅(共同住宅又は長屋)の建築

## (2) 植樹の基準

植樹義務の対象となる開発行為を行う場合、次の、の基準を満たす必要があります。

下記式により算出した**基準面積以上**を植樹により**緑化**してください。(規則第5条第1項第1号)

基準面積のうち、**3割以上を大高木又は高木**による緑化で満たしてください。

(規則第5条第1項第3号)

$$\text{基準面積} = (\text{事業区域面積} - \text{控除面積}) \times (1 - \text{建ぺい率}) \times 0.3$$

計算結果は、小数点第3位以下を切り捨て

控除面積とは、「公衆用道路(セットバック部分を含む)」、「赤道や水路等の公共用地」、「開発行為に伴い設置した公園や広場等のうち市に移管するもの」の面積です。

建ぺい率は、角地等の緩和後の数値を用いることができます。ただし、建ぺい率が90%を超える敷地は、90%として基準面積を計算してください。

事業区域が2つ以上の用途地域にまたがる場合には、面積按分により算出された数値とします。

用途地域が定められていない区域内(無指定)については、30%とします。

角地・防火(準防火)の両方の緩和が適用できます。

## (3) 提出先

八王子市環境部環境保全課 自然環境・庶務担当

〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1 電話番号 042-620-7268(直通)

## (4) 東京都条例

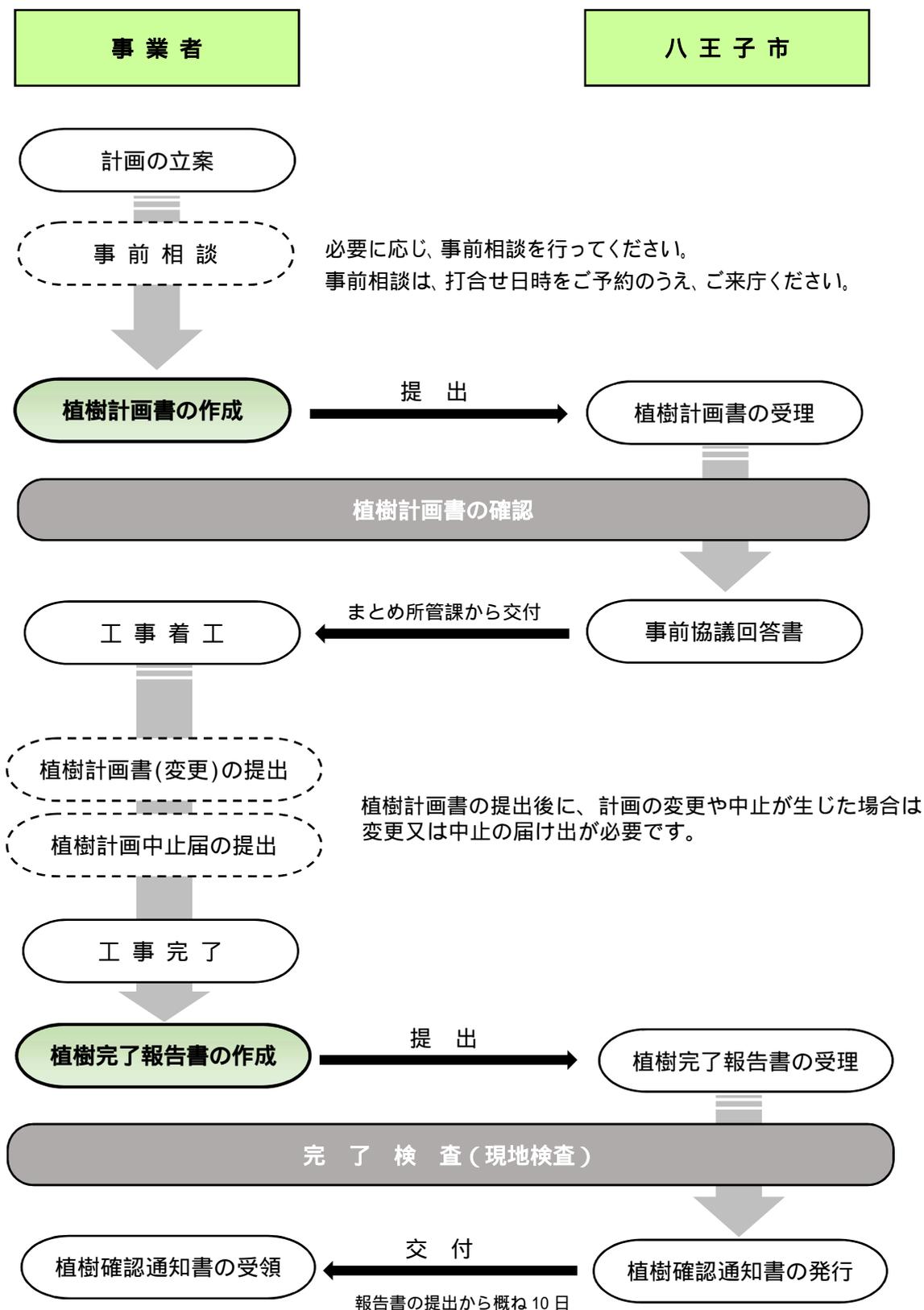
1,000㎡以上の敷地での開発計画や建築計画については、原則として東京都の条例(「東京における自然の保護と回復に関する条例」)に基づく届出等が必要になります。東京都へ届出等をする場合、八王子市と東京都のそれぞれの基準を満たす必要があります。

問い合わせ先 東京都多摩環境事務所 自然環境課 042-521-4809(直通)

立川市錦町 4-6-3 東京都立川合同庁舎 3階

## 2 手続きについて

### (1) 手続きのながれ



- 1 植樹義務の対象となる行為ごとに植樹計画書(第2号様式)を提出してください。(規則第5条第3項)  
造成工事と建築行為の事業区域と事業者が同一であり、造成工事の完了から遅滞なく建築行為が行われることが事前協議書などから明らかと判断できる場合は、造成工事の植樹計画書と建築行為の植樹計画書を一つにして取り扱うことができます。(原則として、植樹計画書(変更)の手続きが必要です)
- 2 植樹計画書提出後に計画書の内容に変更がある場合は、植樹計画書(変更)(第2号様式)を提出してください。(規則第5条第4項)
- 3 植樹計画書を提出後に計画が中止となった場合は、速やかに植樹計画中止届(第3号様式)を提出してください。(規則第5条第5項)
- 4 植樹計画書を提出した案件の工事が完了した場合は、速やかに植樹完了報告書(第4号様式)を提出してください。(規則第5条第6項)

## (2) 計画作成上の留意点

- 1 みどりを長く良好な環境に保つため、植物は植栽基盤に植栽し、日照や灌水等の条件に十分配慮してください。特に、屋上の緑化では、給排水、土壌厚、風の影響等に配慮してください。また、植栽が将来にわたり敷地外にはみ出さないように計画してください。
- 2 みどり豊かなまちなみを形成していくため、接道部を重点的に緑化するよう努めてください。なお、接道部に植樹した場合、計画面積の割増しを受けられる場合があります。(P.7)
- 3 生態系に配慮した計画とするため、「植栽時における在来種選定ガイドライン(東京都環境局)」、「生態系被害防止外来種リスト(環境省、農林水産省)」を参考に、植物を選択するよう努めてください。  
附録に二次元コードがあります。

## (3) 植樹が困難な場合の措置

植樹による基準面積の確保が困難な場合は、その他の緑化手法(P.8-12)を用いるか、基準面積1㎡につき2,000円を市に納付することで市に植樹を委託し、基準面積を確保することができます(植樹委託金)。(規則第5条第1項第2号) 緑化手法と植樹委託金を組み合わせることも可能です。

### 3 用語解説

この手引きで使用する用語の定義は次のとおりです。

- (1) 生け垣  
樹高 0.9m 以上で概ね均一な高さの樹木を枝葉が触れ合うように 1m 以上並べて植えているもの。
- (2) 屋上  
建築物の屋根部分で、人の出入り及び管理が可能な部分のこと。屋上駐車場(傾斜車路部分は除く)やルーフバルコニー等も含む。
- (3) 可動式植栽基盤  
プランター等移動が可能な植栽を目的とした容器に設けた植栽基盤のこと。
- (4) 既存緑化部分  
建替え・増改築時において既に設置されている樹木、植栽帯、壁面緑化部分などで工事後に残存する部分のこと。
- (5) 自然地  
事業区域内に存在する樹林地、草地、農地、池沼などで工事後に残存する範囲のこと。
- (6) 草地  
地被植物や低木に覆われた開けた土地のこと。野草地。
- (7) 高木  
植栽時の樹高が 2.0m 以上の樹木のこと。
- (8) 樹冠投影面積  
緑化面積を樹木で積算する場合に用いる、樹冠を地上部に水平投影した範囲の面積のこと。
- (9) 樹木  
木本植物(樹皮の内側にある形成層が木質化し肥大成長することで大きくなる植物)の内、高さが 0.3m を超えるものを指す。 問い合わせ事例は附録に掲載
- (10) 植栽基盤  
植物が支障なく成長できる状態を維持する土壌や資材のこと。
- (11) 植栽帯  
原則として、縁石等で区画され樹木等を植栽する予定の土地(縁石等の内側)のこと。
- (12) 水面地  
事業区域面積内に存在する、常に水が貯留している川・池沼などの表面のこと。水面。
- (13) 接道部  
道路や公開空地(壁面後退部分で一般の人の通行の用に供するオープンスペース)に接する部分から奥行き 2.0m までの範囲のこと。
- (14) 大高木  
植栽時の樹高が 6.0m 以上で、葉張り(枝張り)が 2.5m 以上の樹木のこと。
- (15) 柵・アーチ  
ツル植物で覆う目的で設置する柵状やアーチ状の工作物で、地面や基礎等に固定されたもの。

- (16) 地被植物  
芝、多年性の草本植物、竹・ササ類のほか、植栽時の樹高が 0.3m 未満の木本植物のこと。
- (17) 中木  
植栽時の樹高が 1.2m 以上、2.0m 未満の樹木のこと。
- (18) 中心市街地  
「八王子市中心市街地環境整備事業に関する指導要綱」に定められた中心市街地環境整備区域のこと。
- (19) ツル植物  
ツタ類、カズラ類、フジ等の付着性又は巻き付き性の性質を持つ木本植物のこと。
- (20) 低木  
植栽時の樹高が 0.3m 以上、1.2m 未満の樹木のこと。
- (21) 農地  
肥培管理が行われている土地のこと。田畑、牧草地、果樹園、はず池等。
- (22) 壁面  
建築物や工作物の外壁部分のこと。
- (23) みなしの樹冠投影面積  
緑化面積を樹木で積算する場合に、幹を中心として樹冠を地上部に水平投影したとみなす面積(円)のこと。(規則第5条第1項第2号)
- (24) 密植  
植栽帯に偏りなく、間隔を空けずに樹木を植栽すること。
- (25) 誘引資材  
壁面緑化用に設置した金属製など耐久性のある素材で、外壁等に固定されているもの。

## 4 面積の算出方法

基準面積

=

樹木の面積

(高木類面積 基準面積の3割)

+

その他の緑化手法の面積

P.9~12

### (留意事項)

- 1 基準面積は3割以上を高木又は高木で確保してください。(規則第5条第1項第3号)
- 2 樹冠投影面積が重なる箇所を二重に計画面積に算入することはできません(ダブルカウントの禁止)。  
ただし、高木(大高木含む)と低木・地被植物(芝など)が重なる箇所・生け垣は、この限りではありません。
- 3 建替え・増改築時に既存の樹木や壁面緑化等(既存緑化部分)をそのまま残す場合は、新規に緑化する場合と同じ方法で面積を算出してください。

### (1) 樹木の面積

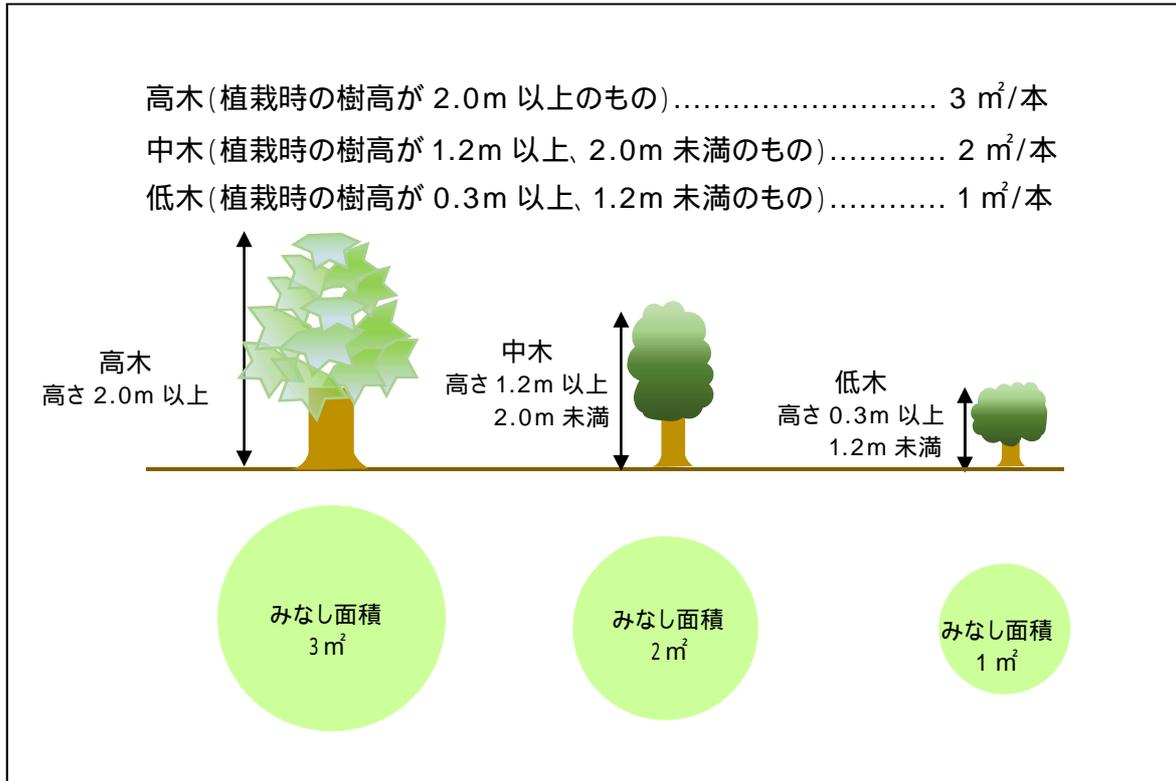
樹冠投影面積で算出します。次のどちらかの方法により求めてください。(規則第5条第1項2号)

- 1 植栽する樹木の「実際の樹冠投影面積」を用いる。
- 2 植栽する樹木の「みなしの樹冠投影面積」を用いる。

#### 【みなしの樹冠投影面積】

大高木(植栽時の樹高が6.0m以上で葉張り(枝張り)が2.5m以上のもの)  
.....その樹高を直径とする円の面積(上限40㎡)/本





**(留意事項)**

- ・植樹計画平面図で、植樹位置を図示する際は、樹冠投影面積を図面の縮尺に合わせてください。
- ・植栽される全ての植物の面積は、事業区域外にはみ出して図示することはできません。
- ・事業区域内の建物に樹冠投影面積が重なる場合は、樹木が成長できない(枝張りが広がらない)ため、重なる部分を計画面積に算入することはできません。
- ・密植した植栽帯の面積で積算する場合は、樹冠投影面積の合計が植栽帯の面積以上になるようにしてください。

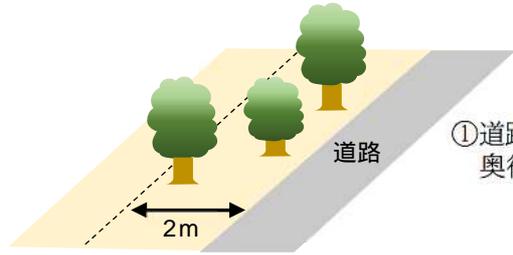
**(1)-2 樹木の面積 (接道部の面積割増し)**

接道部に高木、中木、低木を植樹する場合は、樹冠投影面積に 1.5 を乗じた面積を用いることができます。

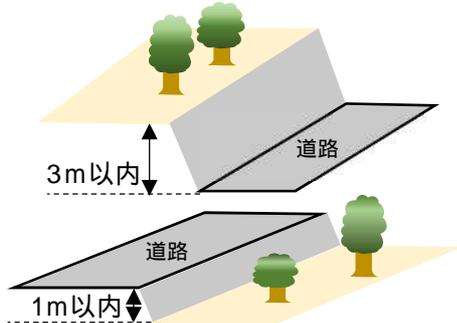
**【接道部に植樹した場合のみなしの樹冠投影面積】**

高木 (植栽時の樹高が 2.0m 以上のもの).....	4.5 m <sup>2</sup> /本
中木 (植栽時の樹高が 1.2m 以上、2.0m 未満のもの).....	3.0 m <sup>2</sup> /本
低木 (植栽時の樹高が 0.3m 以上、1.2m 未満のもの).....	1.5 m <sup>2</sup> /本

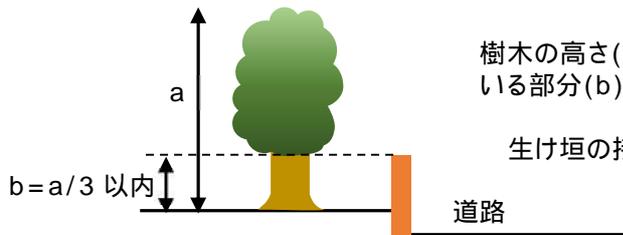
## 接道部の面積割増しができる条件



①道路や公開空地、歩行空間として整備したセットバック部分から奥行き 2m の範囲内の地上に幹全体が入るように植樹したもの。

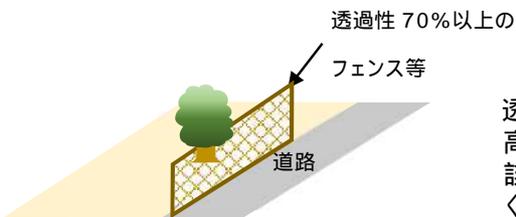


植栽基盤が道路より高い場合は 3m 以内、低い場合には 1m 以内であること。



樹木の高さ(a)のうち、土留めや縁石、生け垣などにより遮蔽されている部分(b)の占める割合が 3 分の 1 以内であること。

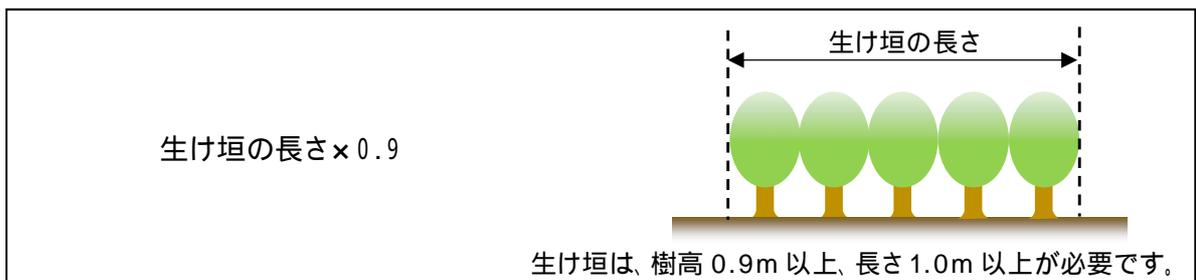
生け垣の接道部の面積割増しについては P.9(2)-2 参照



透過性の高い(70%以上)フェンス等を用いて、そのフェンス等より高い植物を植栽する場合  
該当するフェンス等の透過性が判断できるカタログ(写真)を添付してください。

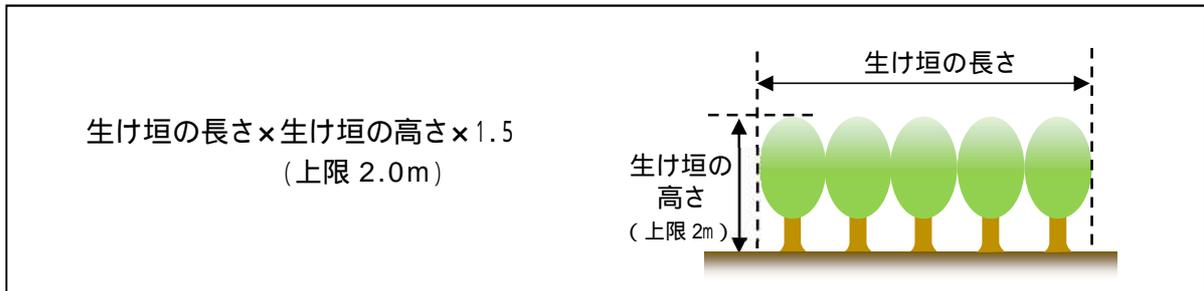
## (2)生け垣の面積

生け垣の長さ(延長)に 0.9 を乗じた面積を用いてください。



## (2)-2 生け垣の面積（接道部の面積割増適用時）

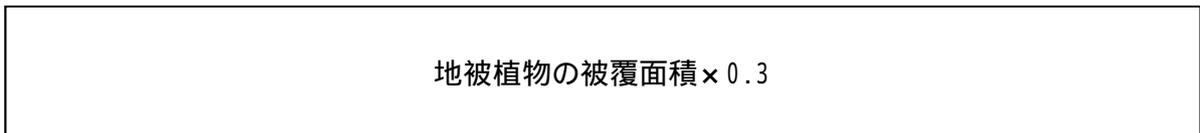
接道部に道路等と概ね平行に植栽する場合は、次の式による面積を用いることができます。



適用条件は前頁「接道部の面積割り増しができる条件」を準用

## (3) 地被植物の面積

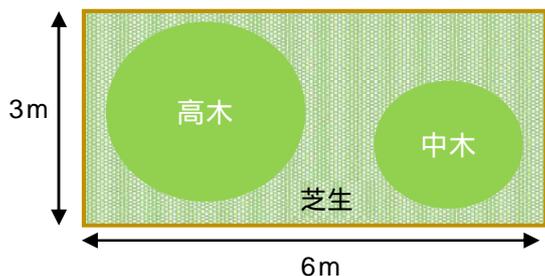
植栽された地被植物の被覆面積に 0.3 を乗じた面積を用いてください。



### (留意事項)

- ・地被植物の植栽は、縁石等で区画された植栽帯に行ってください。
- ・植栽帯の概ね 7 割以上が植栽されている場合に算出の対象となります。
- ・竹やササ類は地被植物の扱いとなります。また、一年草は対象外です。
- ・植栽帯内で地被植物と他の緑化手法の範囲が重なる場合は、計画面積の算入はできません。(大高木又は高木の下の地被植物は、計画面積に算入できます。)

(例)



### 緑化面積の求め方

- ・植栽基盤の面積  $3\text{ m} \times 6\text{ m} = 18\text{ m}^2$
  - ・高木の面積  $3\text{ m}^2 \times 1\text{ 本} = 3\text{ m}^2$
  - ・中木の面積  $2\text{ m}^2 \times 1\text{ 本} = 2\text{ m}^2$
  - ・芝生の面積  $(18\text{ m}^2 - 2\text{ m}^2) \times 0.3 = 4.8\text{ m}^2$   
中木との重複部分を除外
- 合計の緑化面積  $3\text{ m}^2 + 2\text{ m}^2 + 4.8\text{ m}^2 = 9.8\text{ m}^2$

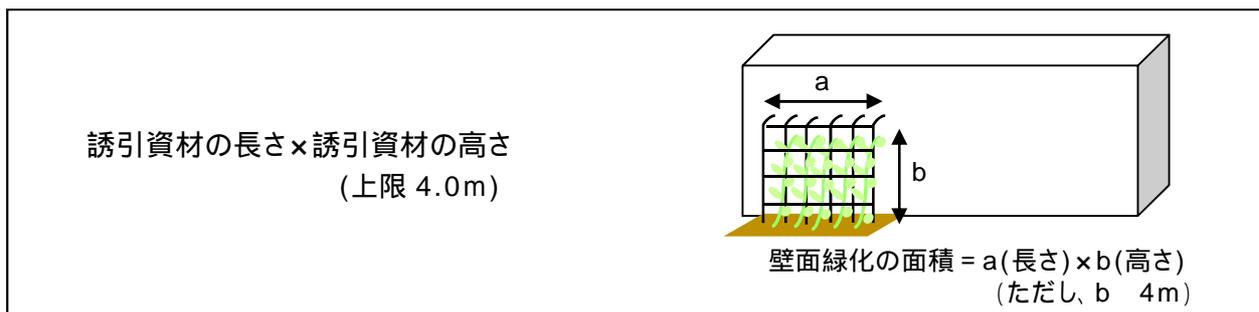
## (4) 壁面緑化の面積

壁面緑化の方法により、面積の求め方が変わります。次に従って面積を求めてください。

### 誘引資材を設置する場合

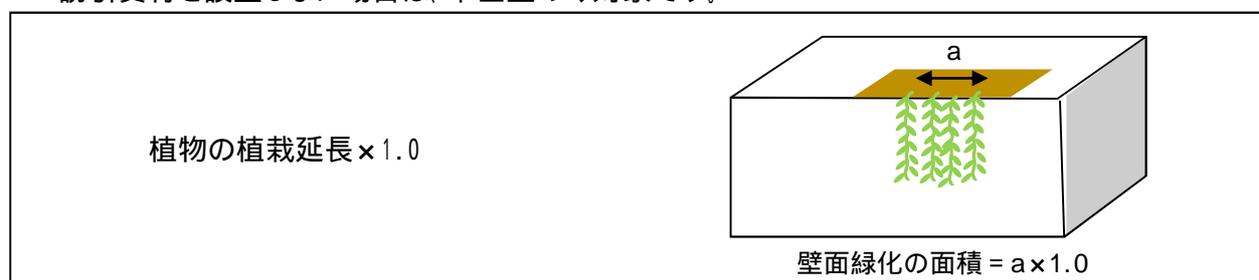
- ・誘引資材の長さ(延長)に誘引資材の高さを乗じた面積を用いてください。
- ・誘引資材は、植栽基盤から高さ 4.0m までを計算の対象とします。

- ・誘引資材を設置する場合は、登はん型、下垂型の両方が使えます。



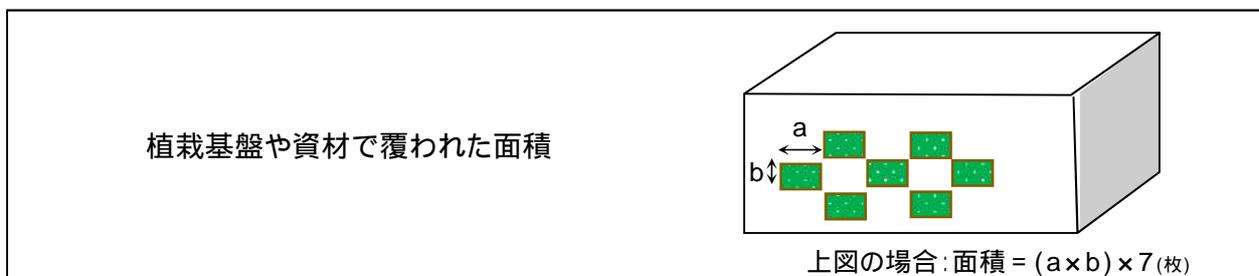
#### 誘引資材を設置しない場合

- ・植物の植栽延長に 1.0(みなしの高さ)を乗じた面積を用いてください。
- ・誘引資材を設置しない場合は、下垂型のみ対象です。



#### ユニット型、プランター型の場合

- ・植栽マットをパネル状に設置するもの(ユニット型)やプランター状の植栽基盤を垂直方向に配置するもの(プランター型)等の壁面緑化は、その資材等で覆われた面積を用いてください。

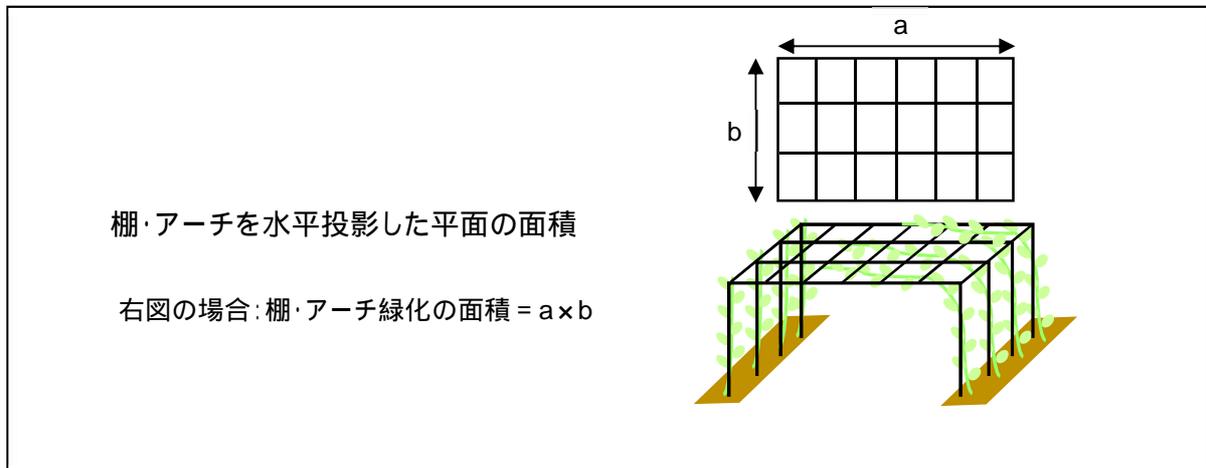


#### (留意事項)

- ・設置場所は、道路又は十分な日照が確保できる公開性の高い空地(駐車場等)に面している壁面とします。建物裏など歩行者から十分に見えない場所に設置しても算出の対象にはなりません。

## (5) 棚・アーチ緑化の面積

棚やアーチを水平投影した面積を用いてください。

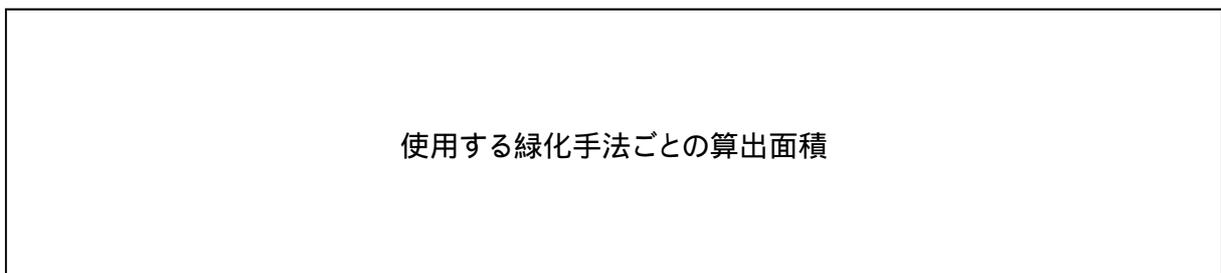


### 〈留意事項〉

- ・植栽はツル植物を用い、棚等にしっかりと誘引してください。
- ・完了検査時に棚全体が植物で覆われていなくても、算出の対象となりますが、植物の種類が判別できる状態で植栽されている必要があります。

## (6) 屋上緑化の面積

使用する緑化手法ごとの面積を用いてください。



### 〈留意事項〉

- ・屋上緑化部分のうち、屋根等で上空が遮蔽されている部分は計画面積に算入できません。
- ・屋上緑化部分が地上から3mを超えている場合、接道部の面積割り増しはできません。
- ・屋上緑化をする場合は、プランター等の可動式植栽基盤(1基あたりの容量100以上に限る)が使用できます。
- ・屋上緑化にコケ類を用いる場合は、緑化を目的として流通している強健な品種を使用してください。

## (7)水面地の面積

水面地の面積を用いてください。

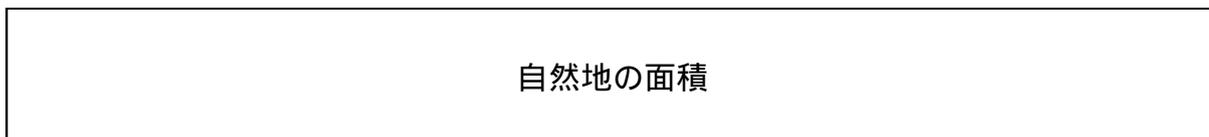


### (留意事項)

- ・水生植物で水面が直に覆われている面積も、水面地として計画面積に算入できます。
- ・屋根等の人工物で水面地の上空が遮蔽されている部分は計画面積に算入できません。
- ・他の緑化手法と水面地の面積が重なる部分は計画面積に算入できません。
- ・水泳プールやジャグジーなどの運動・温水浴用の設備の水面や、噴水・彫像等景観装飾物の面積は計画面積に算入できません。(人工的に吹きあがらせた水が落下する範囲や像の水平投影の面積は算入不可)

## (8)自然地の面積

開発事業区域内に存在する樹林地、草地、農地、池沼等を工事後も残す場合は、その部分の面積を用いてください。



### (留意事項)

- ・事業区域内に自然地がある場合は、基準面積から自然地の面積を引いた面積に対して、大高木又は高木を3割以上植樹してください。

(例) 基準面積 150 m<sup>2</sup>、自然地の面積 60 m<sup>2</sup>の場合

$$\cdot 150 \text{ m}^2 - 60 \text{ m}^2 = 90 \text{ m}^2$$

$$90 \text{ m}^2 \times 3/10 = 27 \text{ m}^2 \quad 27 \text{ m}^2 \text{ 分の 大高木 又は 高木 による 緑化 が必要}$$

- ・自然地内に植樹をする場合、他の緑化手法が重なる部分は計画面積に算入はできません。

## 5 中心市街地における特例制度

中心市街地は、商業、住居、文化や福祉など様々な機能やサービスが集積し、人の往来が多いエリアですが、緑の量が少なく、緑化できる土地も限られています。そのため、開発行為に伴う緑化を有効に活用し、美しく快適な空間の形成を進めるための特例制度を設けています。

### (1) 中心市街地の範囲

八王子市中心市街地環境整備事業に関する指導要綱に基づく「中心市街地環境整備区域」のこと。



(引用)八王子市景観計画

### (2) 中心市街地における特例内容

緑化する場所が中心市街地の範囲に含まれる場合、次の手法と面積割増を用いることができます。

#### 緑化の手法

- ・地上部の植栽にプランター等の可動式植栽基盤(1基あたりの容量100以上に限る)を使用できます。

#### 接道部の面積割増

- ・接道部を次の手法で緑化する場合、通常と異なる面積の算出方法を用いることができます。
- ・接道部割増の条件は、P.7を参照してください。

#### -1 樹木の面積(中心市街地の接道部割増適用時)

接道部に高木、中木、低木を植樹する場合は、樹冠投影面積に2.0を乗じた面積を植栽した面積として用いることができます。

【接道部に植樹した場合のみなしの樹冠投影面積】

高木(植栽時の樹高が2.0m以上のもの).....	6.0 m <sup>2</sup> /本
中木(植栽時の樹高が1.2m以上、2.0m未満のもの).....	4.0 m <sup>2</sup> /本
低木(植栽時の樹高が0.3m以上、1.2m未満のもの).....	2.0 m <sup>2</sup> /本

## -2 生け垣の面積（中心市街地の接道部割増適用時）

接道部に道路等と概ね平行に植栽する場合は、次の式による面積を用いることができます。

$$\text{生け垣の長さ} \times \text{生け垣の高さ} \times 2.0$$

（上限 2.0m）

## -3 壁面緑化の面積（中心市街地の接道部割増適用時）

接道部に壁面緑化を設置する場合は、P.9（4）壁面緑化の面積で求めた面積に 2.0 を乗じた面積を用いることができます。

- 誘引資材を設置する場合・・・誘引資材の長さ×誘引資材の高さ×2.0  
（上限4.0m）
- 誘引資材を設置しない場合・・・植物の植栽延長×1.0×2.0
- ユニット型、プランター型・・・植栽基盤や資材で覆われた面積×2.0

## -4 棚・アーチ緑化の面積（中心市街地の接道部割増適用時）

接道部にツル植物を覆う目的の棚・アーチを設置する場合は、次の式による面積を用いることができます。

$$\text{棚・アーチを水平投影したときの平面の面積} \times 2.0$$

（4 面積の算出(5)棚・アーチ緑化の面積を参照）

### 〈中心市街地における留意事項〉

- ・「八王子市中心市街地環境整備事業に関する指導要綱」により整備したオープンスペース内に可動式植栽基盤を設置して緑化する場合は、設置部分の面積（可動式植栽基盤分の面積）は基準面積算定式の控除面積に含めないでください。
- ・事業区域が中心市街地とそれ以外の地域にまたがる場合は、中心市街地に該当する場所のみに特例が適用されます。

## 6 書類作成要領

次の要領に従って作成してください。

- ・作成部数 1部(環境保全課の窓口、郵送、メール等で提出してください)
- ・書類規格 JIS 規格 A4 判 (A3・A2 は A4 にあわせて折りたたんでください)
- ・規則で定められた書類の様式は、市のホームページからダウンロードしてください。

### (1) 植樹計画書(第2号様式)

#### 作成書類

書類名	記載内容等
植樹計画書(必須)	・ 植樹計画書(作成例)を参照してください。
植樹計画概要書(必須)	・ 植樹計画概要書(作成例)を参照してください。
案内図(必須)	・ 当該地の周辺が分かる地図に、事業区域を明示してください。
敷地求積図(必須)	・ 事業敷地の面積が分かる図面(求積図等)を添付してください。 ・ 道路境界、隣地境界等の長さを記載してください。 ・ 控除面積がある場合は、面積が分かる図面としてください。 ・ 用途地域が複数の場合はその用途境を明示し、各用途地域の面積を記載してください。
敷地立面図(建築行為の場合必須)	・ 建築物の高さが分かる図面(立面図等)を添付してください。
植樹計画平面図(必須)	・ 敷地の利用形態(建築物の位置等)が分かる平面図を用いて、植栽の位置、種類、高さ、本数、面積を記載してください。 ・ 植樹位置を図示する場合は、樹幹投影面積を図面の縮尺に合わせてください。 ・ 接道部の面積割増を用いる場合は、接道部から2mの範囲を図示してください。 ・ 屋上に植栽する場合は、屋上の構造や利用形態等が分かる平面図に植栽を図示してください。 ・ 植栽される全ての植物は、事業区域外にはみ出して図示できません。
植樹面積計算書(必須)	・ 緑化手法ごとに面積の積算根拠を記載してください。 ・ 樹冠投影面積で積算する場合は、その面積の範囲と計算式を記載してください。 ・ 緑化部分が重複する場合は、重複している状態が分かる図と重複している面積の計算式を記載してください。 ・ 植樹計画平面図と兼ねることができます。
植栽立面図(緑化手法によっては必須)	・ 壁面緑化を用いる場合は、建物立面図に誘引資材の高さ、植物の種類を記載してください。 ・ 接道部の面積割増を用いる際に遮蔽物がある場合は、遮蔽物と植栽の高さを記載してください。
植栽一覧表	・ 植樹計画平面図に植栽の種類等が記載しきれない場合は、別紙に植栽の種類、高さ、本数、面積を表にして記載してください。なお、植樹計画平面図上の植栽位置と植栽一覧表が一致するように記載してください。
カタログ	・ 壁面緑化等で既製品を用いる場合は、製品カタログを添付してください。 ・ 接道部の面積割増を用いる際に、フェンスを使用する場合は、フェンスの透過率がわかる製品カタログや製品の写真を添付してください。

植樹計画書(作成例)

第2号様式(第5条関係)		令和6年 4月 1日
八王子市長 殿		
事業者 住所 八王子市元本郷町3丁目24番1号		押印不要
氏名 八王子 太郎		
電話 042(620)		(法人にあつては「新規」にチェックを付けてください。)
植 樹 計 画 書 ( <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 )		
所在地欄には地番(分かる場合は住居表示も)を記入してください。 例施行規則第5条第3項、第5条第4項の規定により植樹計画書を次のとおり提出し		
所在地	八王子市 元本郷町3丁目401-1 (元本郷町3-2-401-1)	
用途	建築行為	1 店舗 2 事務所 3 集合住宅 4 その他( )
	工事	1 建築物の建築 2 屋外運動施設の建築 3 屋外娯楽施設の建設 4 墓地の建設 5 工作物の設置 6 その他( )
建 ぺ い	60%	事業区域面積 802.55㎡
基 準 面 積	$(802.55 \text{ m}^2 - 0 \text{ m}^2) \times (1 - 0.6) = 96.30 \text{ m}^2$ (小数点第2位を四捨五入)	
計 画 面 積	樹木により植栽する面積	60.2㎡
	地被植物等により植栽する面積	3.0㎡
	植栽しきれない面積	6.1㎡
納付する金額 (植樹委託金)	$(6.1 \text{ m}^2 \times 2,000 \text{ 円}) = 12,200 \text{ 円}$	
完了予定日	令和7年 7月 31日	
連絡先 住所	八王子市下柚木2丁目10番地6	
氏 名	設計事務所 八王子 次郎	
電話番号	042-620-xxxx	

「第5条第3項」を で囲んでください。

押印不要

「新規」にチェックを付けてください。

所在地欄には地番(分かる場合は住居表示も)を記入してください。

第5条第3項、第5条第4項

該当する項目を で囲んでください。

本手引 P.1 の計算式に従い基準面積を算出してください。

大高木・高木・中木・低木による面積を記入してください。

生け垣、地被植物、壁面緑化、棚・アーチ、自然地等の面積を記入してください。

植栽工事の完了予定日を記入してください。

植樹計画概要書(作成例)

緑化手法ごとに面積を記載してください。

算入できない面積がある場合は、この欄を「有」とし、控除する重複面積を小計に記載してください。

植樹計画概要書

本様式は「協議」

植栽する面積 (接道部以外)	手法	累計	係数	面積	重複部分の有無
	高木	5本	×3m <sup>2</sup>	(ア) 15m <sup>2</sup>	無
	中木	5本	×2m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup>	有
	低木	20本	×1m <sup>2</sup>	CAD求積 8.2m <sup>2</sup>	有
	大高木	-	-	m <sup>2</sup>	無
	生け垣	m	×0.9	m <sup>2</sup>	
	地被植物	2.4m <sup>2</sup>	×0	7.2m <sup>2</sup>	有
	壁面			1.5m <sup>2</sup>	
	柵・アーチ			m <sup>2</sup>	無
	その他			m <sup>2</sup>	無
小計				(A) 55.4m <sup>2</sup>	重複部分小計(B) <sub>2</sub> 1.2m <sup>2</sup>

植栽帯に低木等を密植する場合は、CAD求積等により植栽帯の面積を積算してください。

接道部に植樹する場合は、こちらの欄に記載してください。

接道部に植栽する面積	手法	累計	係数	面積	重複部分の有無
	高木	4本	×3m <sup>2</sup>	(ウ) 18m <sup>2</sup>	無
	中木	2本	×2m <sup>2</sup>	6m <sup>2</sup>	無
	低木	2本	×1.5	3m <sup>2</sup>	無
生け垣			9m <sup>2</sup>		
小計					

接道部に生け垣を植栽する場合は、樹高を記載してください。

中心市街地の接道部に植栽する場合は、こちらの欄に記載してください。

中心市街地の接道部に植栽する面積	手法	累計	係数	面積	重複部分の有無	
	高木	本	×3m <sup>2</sup>			
	中木	本	×2m <sup>2</sup>			
	低木	本	×1m <sup>2</sup>			
	生け垣	m	×m (樹高)	×2.0	m <sup>2</sup>	
	壁面	m <sup>2</sup>	-		m <sup>2</sup>	
	柵・アーチ	m <sup>2</sup>	-		m <sup>2</sup>	無
小計				(E) 0m <sup>2</sup>	重複部分小計(F) <sub>2</sub> 0m <sup>2</sup>	

本記載例は、  
・地被植物の植栽帯に中木2本の植樹による重複  
・8.2m<sup>2</sup>の植栽帯に低木20本の密植  
がある場合で作成しています。

基準面積	(第2号様式より転記)	96.3m <sup>2</sup>
計画面積の合計	(A + C + E) - (B + D + F)	90.2m <sup>2</sup>
高木類により植栽する面積の合計	(基準面積×3/10) (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)	28.8m <sup>2</sup> 33m <sup>2</sup>

重複見込面積を除いた積算面積を記載してください。

高木及び大高木を植栽した面積が基準面積の3割以上になっているか確認してください。

植栽しきれない面積	(オ) 6.1m <sup>2</sup>	委託する金額 (植樹委託金)	(オ)×2,000円 12,200円
-----------	-----------------------	-------------------	-----------------------

(2) 植樹計画書(変更)(第2号様式)

作成書類

書類名	記載内容等
植樹計画書(変更) (必須)	・ 植樹計画書(変更)(作成例)を参照してください。
添付書類 (必須)	・ 変更が生じた書類のみ添付してください。 ・ 書類は、計画の変更箇所が分かるように記載してください。

事業者や完了予定日が変更となる場合には、変更の届出を省略できます。(規則第5条第4項)

植樹計画書(変更)(作成例)

第2号様式(第5条関係)

令和6年 12月 10日

八王子市長 殿

事業者 住所 八王子市元本郷町3丁目24番1号  
氏名 八王子 太郎  
電話 042(620)

押印不要

「第5条第4項」を で囲んでください。

(法人にあつては所  
名称及び代表者氏  
変更)に変更にチェックを付けてください。

植 樹 計 画 書 ( 新 規  変 更 )

八王子市緑化条例施行規則第5条第3項の規定により植樹計画書を次のとおり提出します。  
第5条第4項

所在地	八王子市 元本郷町3丁目401-1 (元本郷町3-24-1)		
用途	建築行為	1 店舗 3 集合住宅	2 事務所 4 その他 ( )
	造成工事	1 建築物の建築 3 屋外娯楽施設の建設 5 工作物の設置	2 屋外運動施設の建築 4 墓地の建設 6 その他 ( )
建 ぺ い 率 (緩和適用後)	60%	事業区域面積	802.55 m <sup>2</sup>
基 準 面 積	(事業区域面積) (控除面積) (建ぺい率) ( 802.55 m <sup>2</sup> - 0 m <sup>2</sup> ) × ( 1 - 0.6 ) × 0.3 96.30 m <sup>2</sup> (小数点第3位切り捨て)		
計 画 面 積	樹木により植栽する面積		61.5 m <sup>2</sup>
	地被植物等により植栽する面積		30 m <sup>2</sup>
	植栽しきれない面積		4.8 m <sup>2</sup>
納付する金額 (植樹委託金)	(植栽しきれない面積) ( 4.8 m <sup>2</sup> × 2,000円 ) = 9,600 円		
完了予定日	令和7年 7月 31日		

連絡先 住 所 八王子市下柚木2丁目10番地6  
氏 名 設計事務所 八王子 次郎  
電話番号 042-620-xxxx 18

変更後の数値にしてください。

植樹計画概要書(変更)(作成例)

植樹計画概要書

本様式は「事前協議」を要する場合は、必ず事前協議を済ませてください。

緑化手法ごとに面積を記載してください。

植栽する面積 (接道部以外)	手法	累計	係数	面積	重複部分の有無	
	高木	5本	×3m <sup>2</sup>	(ア) 15m <sup>2</sup>	無	
	中木	4本	×2m <sup>2</sup>	8m <sup>2</sup>	有	
	低木	20本	×1m <sup>2</sup>	CAD求積 10m <sup>2</sup>	有	
	大高木	-	-	(イ) m <sup>2</sup>	無	
	生け垣	m	×0.9	m <sup>2</sup>	有	
	地被植物	24m <sup>2</sup>	×0.3	7.2m <sup>2</sup>	有	
	小計				(A) 55.2m <sup>2</sup>	重複部分小計(B) 1.2m <sup>2</sup>
接道部に植栽する面積	手法	累計	係数	面積	重複部分の有無	
	高木	4本	×3m <sup>2</sup>	(ウ) 18m <sup>2</sup>	無	
	中木	2本	×2m <sup>2</sup>		6m <sup>2</sup>	無
	低木	3本	×1m <sup>2</sup>		4.5m <sup>2</sup>	無
	生け垣	3m	×2m (樹高)		9m <sup>2</sup>	有
小計				7.5m <sup>2</sup>	重複部分小計(D) 0m <sup>2</sup>	
中心市街地の接道部に植栽する面積	生け垣		(樹高)	m <sup>2</sup>	無	
	壁面	m <sup>2</sup>	-	m <sup>2</sup>	無	
	柵・アーチ	m <sup>2</sup>	-	m <sup>2</sup>	無	
	小計				(E) 0m <sup>2</sup>	重複部分小計(F) 0m <sup>2</sup>
	基準面積		(第2号様式より転記)		96.3m <sup>2</sup>	
	計画面積の合計		(A+C+E)-(B+D+F)		91.5m <sup>2</sup>	
	高木類により植栽する面積の合計		(基準面積×3/10) (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)		28.8m <sup>2</sup>	33m <sup>2</sup>

算入できない面積がある場合は、この欄を「有」とし、控除する重複面積を小計に記載してください。

本記載例は、P17の植樹計画概要書(記入例)から接道部以外の中木植栽1本減少  
10m<sup>2</sup>の植栽帯に低木20本を密植  
接道部に低木植栽1本追加  
した場合で作成しています。

植栽しきれない面積	(オ) 4.8m <sup>2</sup>	委託する金額 (植樹委託金)	(オ)×2,000円 9,600円
-----------	-----------------------	-------------------	----------------------

(3) 植樹計画中止届(第3号様式)

作成書類

書類名	記載内容等
植樹計画中止届 (必須)	・ 植樹計画中止届(作成例)を参照してください。

植樹計画中止届(作成例)

第3号様式(第5条関係)

令和 6年 12月 15日

八王子市長 殿

事業者 住所 八王子市元本郷町 4番1号  
氏名 八王子 太郎  
電話 042(620)

(法人にあつては所在地、  
名称及び代表者氏名)

植 樹 計 画 中 止 届

八王子市緑化条例施行規則第5条第5項の規定により次のとおり届け

1 取り下げる植樹計画 計画書受付番号 令和 6年度 号

2 中止事由

資材の高騰や傷病で工事関係者が減少したことにより、建築計画が進められなくな

ったため。

植樹計画が中止となった事由を記入してください。

「事前協議について(回答)」の協議内容に記載されている受付番号を記入してください。

押印不要

(4) 植樹完了報告書(第4号様式)

作成書類

書類名	記載内容等
植樹完了報告書 (必須)	・ 植樹完了報告書(作成例)を参照してください。
植樹結果概要書 (必須)	・ 植樹結果概要書(作成例)を参照してください。
植樹完了平面図 (必須)	・ 植樹計画書(P.15)と同じ要領で作成してください。
植樹面積計算書 (必須)	
植栽立面図	
植栽一覧表	
カタログ	
写真	・ 芝等の種を植えた場合は、播種状況の写真と使用した種の品種が判断できる写真を添付してください。

植樹完了報告書(作成例)

第4号様式(第5条関係)

令和7年 10月 1日

八王子市長 殿

押印不要

事業者 住所 八王子市元本郷町3丁目24番1号  
 氏名 八王子 太郎  
 電話 042 ( 620 )  
 (法人にあつては所在地、  
 名称及び代表者氏名)

植 樹 完 了 報 告 書

八王子市緑化条例施行規則第5条第6項の規定により植樹完了報告書  
 出します。

「事前協議について(回答)」の協議  
 内容に記載されている受付番号を  
 記入してください。

計画書受付番号	令和6年度 第〇〇号		
所在地	八王子市 元本郷町3丁目401-1(元本郷町3-24-1)		
用途	建築行為	1 店舗 3 集合住宅	2 事務所 4 その他( )
		1 建築物の建築 3 屋外娯楽施設の建設 5 工作物の設置	2 屋外運動施設の建築 4 墓地の建設 6 その他( )
基準	$(802.55 \text{ m}^2 - 0 \text{ m}^2) \times (1 - 0.6) \times 0.3$ $96.30 \text{ m}^2$ (小数点第3位切り捨て)		
植栽面積	樹木により植栽した面積	59.5 m <sup>2</sup>	
	地被植物等により植栽した面積	30.0 m <sup>2</sup>	
	植栽しきれない面積	6.8 m <sup>2</sup>	
納付する金額 (植樹委託金)	既に納付した金額	今回納付する金額	合計納付金額
	0円	13,600円	13,600円
	納付年月日 .		
完了日	令和7年 9月 30日		

完了時点の植栽面積に基づいて、記入してください。

連絡先 住所 八王子市下柚木2丁目10番地6  
 氏名 設計事務所 八王子 次郎  
 電話番号 042-620-xxxx

植樹結果概要書(作成例)

植樹結果概要書

緑化手法ごとに面積を記載してください。

算入できない面積がある場合に、その面積を記載してください。

植栽する面積 (接道部以外)	手法	累計	係数	面積	重複部分 の面積
	高木	5本	×3㎡	(ア) 15㎡	2㎡
	中木	4本	×2㎡	8㎡	㎡
	低木	20本	×1㎡	CAD求積 10㎡	㎡
	大高木	-	-	(イ) ㎡	㎡
	生け垣	m	×0.9	㎡	㎡
	地被植物			7.2㎡	1.2㎡
	壁面			15㎡	㎡
	棚・アーチ			㎡	㎡
	(その他)			㎡	㎡
	小計				(A) 55.2㎡

植栽帯に密植する場合は、植栽帯の面積を算出してください。

接道部に植栽する面積	手法	累計	係数	面積	重複部分 の面積
	高木	4本	×3㎡	(ウ) 18㎡	㎡
	中木	2本	×2㎡	6㎡	㎡
	低木	3本	×1㎡	4.5㎡	㎡
	生け垣	3m	×2m (樹高)	9㎡	㎡
小計				(C) 37.5㎡	重複部分小計(D) 2.0㎡

中心市街地の接道部に植栽する面積	手法	累計	係数	面積	重複部分 の面積
	高木	1本	×3㎡	(エ) 3㎡	㎡
	中木	1本	×2㎡	2㎡	㎡
	低木	1本	×1㎡	1㎡	㎡
	生け垣	m	×m (樹高)	㎡	㎡
	壁面	㎡	-	㎡	㎡
	棚・アーチ	㎡	-	㎡	㎡
小計				(E) 0㎡	重複部分小計(F) 0㎡

接道部に生け垣を植栽する場合は、樹高を記載してください。

本記載例には、  
 ・高木どうしでの2㎡の重複  
 ・地被植物の植栽帯に中木2本の植樹による重複  
 ・10㎡の植栽帯に低木20本の密植  
 がある場合を想定して作成しています。

基準面積	(第4号様式より転記)	96.3㎡
植栽面積の合計	(A + C + E) - (B + D + F)	89.5㎡
高木類により植栽する面積の合計	(基準面積×3/10) (ア~エの計) - (ア~エの重複)	28.89㎡
		31.0㎡

重複面積を除いた積算面積を記載してください。

高木及び大高木を植栽した面積が、基準面積の3割以上になっているか確認してください。

植栽しきれない面積	(オ) 6.8㎡	委託する金額 (植樹委託金)	(オ)×2,000円 13,600円
-----------	----------	-------------------	-----------------------

## 7 附録

### ○八王子市緑化条例(抜粋)

(開発行為に伴う植樹義務)

第 10 条 事業者は、開発行為(宅地の造成その他土地の区画形質を変更する行為又は建築物の建築を目的とする行為で、これらの目的及び規模が市規則で定めるものをいう。以下同じ。)を行ったときは、緑化を推進するため、市規則で定める基準により、当該開発行為に係る事業区域内に植樹しなければならない。

- 2 前項に規定する事業区域内に植樹し難い場合の措置については、市規則で定めるところによる。
- 3 開発行為に該当しない開発を行った者は、第1項に規定する基準により、植樹に努めなければならない。

### ○八王子市緑化条例施行規則(抜粋)

(開発行為)

第 4 条 条例第 10 条第 1 項に規定する市規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる用途に供する目的で行う 1,000 平方メートル以上の規模の土地の区画形質を変更するもの(同一事業者が当該事業区域に接続した区域で土地の区画形質の変更を行い、従前の規模と合わせて 1,000 平方メートル以上に達することとなるものを含む。)

ア 建築物の建築又は工作物の設置(一戸建ての住宅及び工業専用地域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域をいう。以下同じ。))における特定工場(工場立地法(昭和 34 年法律第 24 号)第 6 条第 1 項に規定する特定工場をいう。以下同じ。))の建築並びにイからエまでに該当するものを除く。)

イ 野球場、庭球場、運動場その他これらに類する屋外運動施設の建設

ウ ゴルフ場、遊園地その他これらに類する屋外娯楽施設の建設

エ 墓地(墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)第 2 条第 5 項に規定する墓地をいう。))の建設

- (2) 次に掲げる目的及び規模の建築物を建築するもの

ア 高さ 10 メートルを超える建築物(一戸建ての住宅及び工業専用地域における特定工場を除く。)

イ 同一事業区域内で建築する 10 戸以上の住宅(同一事業者が当該事業区域に接続した区域で建築を行い、従前の戸数と合わせて 10 戸以上に達することとなるものを含む。)

(開発行為に伴う植樹基準)

第 5 条 条例第 10 条第 1 項に規定する市規則で定める基準は、次に定めるところによる。

- (1) 事業区域敷地面積から次に掲げる面積を控除して得た面積に 1 から建蔽率(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 53 条の規定により定められる当該事業区域敷地に係る建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)(当該建蔽率が 10 分の 9 を超えるときは、10 分の 9)を控除して得た率を乗じて得た面積の 10 分の 3 を基準面積とし、当該基準面積以上を植樹する。

ア 公衆用道路及び水路の面積

イ 都市計画法施行令(昭和 44 年政令第 158 号)第 25 条第 6 号及び第 7 号に規定する公園、緑地又は広場のうち、市に移管されるものの面積

ウ その他市長が事業区域敷地の形態等から植樹を行うことに支障があると認めるものの面積

- (2) 植樹の面積は、樹冠の水平投影面積の合計により算出する。ただし、アからオまでに掲げる樹木の区分に応じ、当該アからオまでに定める面積を樹冠の水平投影面積とみなして算出することができるものとする。

ア 大高木(植栽時の樹高が 6.0 メートル以上で葉張りが 2.5 メートル以上の樹木をいう。以下同じ。) 樹木 1 本につきその樹高を直径とする円の面積(当該面積が 40 平方メートルを超えときは、40 平方メートル)

イ 高木(植栽時の樹高が 2.0 メートル以上の樹木をいう。以下同じ。) 樹木 1 本につき 3 平方メートル

ウ 中木(植栽時の樹高が 1.2 メートル以上 2.0 メートル未満の樹木をいう。以下同じ。) 樹木 1 本につき 2 平方メートル

エ 低木(植栽時の樹高が 0.3 メートル以上 1.2 メートル未満の樹木をいう。以下同じ。) 樹木 1 本につき 1 平方メートル

オ 接道部(公衆用道路に接する部分から2.0メートルまでの距離の範囲内で塀その他の遮蔽物により見通しが妨げられていない地上部(事業区域敷地のうち、建築物の存する部分を除いた部分をいう。)をいう。)に植樹される高木、中木又は低木各樹木の樹冠の水平投影面積(イからエまでに定める面積を樹冠の水平投影面積とみなした場合を含む。)に1.5を乗じて得た面積

(3) 植樹に当たっては、基準面積の10分の3以上を大高木又は高木による面積とする。ただし、植樹する事業区域敷地の形状等によりこの割合による植樹を行うことに支障があると認められる場合は、この限りでない。

2 条例第10条第2項に規定する措置は、前項の基準面積に満たない面積相当分について、次に掲げる方法による緑化をもって代えるものとする。

(1) 地被植物等を植栽する方法

(2) 1平方メートルにつき、2,000円の割合で市に植樹を委託する方法

3 第1項の基準により植樹をしようとする事業者は、あらかじめ植樹計画書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

4 前項の規定は、植樹計画書の変更について準用する。ただし、次に掲げる事項の変更については、これを省略することができる。

(1) 事業者の住所、氏名又は電話番号(法人にあたっては所在地、名称、代表者氏名又は電話番号)

(2) 植樹の完了予定日

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更と認める事項

5 第3項の規定により植樹計画書を提出した事業者は、当該植樹計画を中止するときは、植樹計画中止届(第3号様式)を市長へ提出しなければならない。

6 第3項に規定する植樹計画書により植樹した事業者は、植樹が完了した後、速やかに植樹完了報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

7 市長は、前項に規定する植樹完了報告書の提出を受け、完了検査を行ったときは、植樹確認通知書(第5号様式)を事業者に交付する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## ○植物の問い合わせ事例

木本植物 ココスヤシ、コルジリネ、ソテツ、バラ、ラベンダー、ローズマリー、ロシアンセージ

草本植物 ニューサイラン

## ○二次元コード

「植栽時における在来種選定ガイドライン(東京都環境局)」



「生態系被害防止外来種リスト(環境省)」



## 八王子市植樹義務の手引き

令和4年(2022年)4月策定

令和6年(2024年)3月改訂

問合せ 八王子市環境部環境保全課 自然環境・庶務担当

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町 3-24-1

電話 042-620-7268